

東京都心身障害者福祉手当に関する条例の一部を改正する条例（案）

東京都心身障害者福祉手当に関する条例（昭和四十九年東京都条例第六十一号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

東京都障害者福祉手当に関する条例

第一条中「心身障害者福祉手当支給制度」を「障害者福祉手当支給制度」に、「心身障害者の」を「障害者の」に改める。

第二条中「心身障害者福祉手当」を「障害者福祉手当」に改める。

別表支給対象の欄中「（以下「障害者」という。）」及びただし書を削り、同欄第一号中「中度」を「軽度」に改め、同欄第二号中「二級」を「六級」に改め、同欄第三号の次に次の二号を加える。

四 精神障害者であつて、精神の障害の程度が、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和二十五年政令第五十五号）第六条第三項に定める障害等級のうち、三級以上であるもの

五 東京都規則で定める特殊疾病に患している者

別表支給額の欄中「一五、五〇〇円」を「二二、〇〇〇円」に改め、同表支給制限の欄中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号を第二号とする。

附 則

1 この条例は、令和八年十月一日から施行する。

2 この条例による改正後の東京都障害者福祉手当に関する条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、令和八年十月以後の月分の手当（新条例第二条に規定する手当をいう。）の支給について適用し、同年九月以前の月分の手当（この条例による改正前の東京都心身障害者福祉手当に関する条例第二条に規定する手当をいう。）の支給については、なお従前の例による。

（提案理由）

身体障害者及び知的障害者に加え、精神障害者及び難病患者に対しても障害者福祉手当を支給するとともに、社会経済情勢の変化に伴い、支給額及び支給要件を改める必要がある。